

各土木事務所長  
土木部各課長 様

土木部長

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止措置等の解釈について

このことについて、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止措置等について」（令和2年2月28日付け元高土政第1234号土木部長通知。以下「土木部長通知」という。）により、契約済の建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）に係る一時中止措置等について対応を依頼しているところですが、土木部長通知の解釈について下記のとおり取扱うこととしますので、適切な対応をお願いします。

## 記

- 1 土木部長通知の1において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者が建設工事の一時中止や工期（履行期間）の延長（以下「建設工事等の一時中止等」という。）を申し出ることができる場合には、建設工事等の従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、建設工事等の従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、「建設工事等の一時中止等」を行う必要がある場合を含むものとします。
- 2 完成（完了）の通知を受けた建設工事等について、「建設工事等の一時中止等」を行う場合であって検査期限内に検査を実施することができないときは、受注者に完成（完了）の通知を取り下げさせた上で「建設工事等の一時中止等」を行ってください。

(問い合わせ先)  
土木政策課 契約担当  
TEL：088-823-9813